

○神奈川県警察交通機動隊規程

(昭和39年7月1日神奈川県警察本部訓令第11号)

最終改正 平成21年3月31日神奈川県警察本部訓令第11号

神奈川県警察交通機動隊規程を次のように定める。

この訓令は、神奈川県警察第一交通機動隊及び神奈川県警察第二交通機動隊の運営等について必要な事項を定めるものである。

主な内容は

- 総則
- 運営
- 服務

等である。